

規範を評価の対象としてとらえる 「価値観の問い合わせ」を支える哲学的考察

宇佐美 洋

1. はじめに

われわれ人間は日常の社会生活の中で、自分の周囲にある事象に対し、また自分自身に関わる事象に対し、絶えず「評価」を行なながら生きている。ここでいう評価とは、

【1】「評価」の定義（宇佐美 2014）

主体がもつ内的・暗黙的な価値観に基づいて、対象についての情報を収集し、主体なりの解釈を行ったうえで、価値判断を行うまでの一連の認知プロセス。またその結果として得られる判断。

のことを指す。

このように評価とは、当人の内的・暗黙的な価値観に基づいて行われる訳だが、しかし同一の人物が、常に同じようなやり方で評価を行うわけではない。価値観とは「信念の有機的・動的な体系」（宇佐美 2016）であり、複数の信念や規範によって構成されている。ここで「動的」というのはつまり、評価が行われる場面や対象に応じて、活性化され使用される信念・規範が、意識的にせよ無意識的にせよ切り替わっていく可能性がある、との謂である。

評価において使用される信念・規範は状況に応じ切り替わるにせよ、切り替えにおける選好性は、特定の個人・社会においてある程度安定して保たれていると考えられる。宇佐美（2016）では「価値観」を、そうした選好性をはらんだ信念・規範の体系としてとらえた。

一方で本論では、評価における信念・規範の選択を意識的・自覚的に行う場合を取り上げ、そこでひとはどのように振る舞うのがよいか、指針を得るためにの考察を行いたい。

例えば言語教育において教師は、学習者のパフォーマンスや能力を評価するに当たっての方針を策定する必要に直面する。その際誠意ある教師なら、自己の価値観を自明のものとして学習者に押しつけるのではなく、教育目標や学習者のニーズや現時点での到達段階など様々な要因を考慮して、自己の価値観を見直し、調整することになるだろう。複数の教師が評価に関わる際には、それぞれの教師が異なる価値観を持っている可能性が極めて高いので、教師間のすりあわせも必要となってくる（複数の教師の協働作業により評価ループリックを作成する、というような場合がその典型例である）。

価値観の見直し・調整が必要となるのは教育の場だけにとどまらない。日常の社会的活動の中で、自己の価値観とはかなり異なる価値観を持っている（らしい）人物と交渉し、なんとか合意

を目指さなければならないという場面は決して少なくない。

そのようなすりあわせ・交渉の場面においては、おそらく以下のような手順が求められるものと考えられる。

- (1) その場に関わる者が現時点で、それぞれ具体的にどのような信念・規範を持っているかを確認する
- (2) 上記作業でリストアップされた信念・規範について、「その場の目的・状況との適合性」という観点から評価を行い、優先順位をつける
- (3) 関係者全員がとりあえず納得できるような形で、「その場における規範体系（=その場における価値観）」を再構成する

いまここで筆者は、「信念・規範の評価」という文言を使用した。信念の評価はともかく、「規範の評価」という発想は、世上あまり類を見ないものではないかと思われる。我々は通常、規範に基づいて評価を行う。規範とは自明のものとしてそこにあるものであり、評価や批判の対象としてはなかなか認識されにくいものであろう。

しかしながら前述の通り、「異なる価値観を持つもの同士が合意を形成していく」という作業は、自己と他者の間で新たな価値観を再構成していくという作業に他ならない。そのためには、自己および他者がそれまで自明のものとして持っていた規範を再評価するという作業は不可欠であり、こうした発想のないところに合意形成は困難である。

では、「規範の評価」をよりよく行っていくためには何が必要であろうか。筆者は、「各種規範の分類整理」という作業が有効であろうと考える。

ひとくちに規範といってても多様な種類のものがあり、規範化の経緯、逸脱したときの影響の大きさなど、様々な観点から分類整理が可能である。規範を一様な存在としてではなく、類型化可能なものとしてとらえることによって、それらを適切に取り扱うための手がかりが見えてくるだろう。

このような趣旨により、本論では規範の分類整理を試みるが、従来規範（社会規範）の分類の試みは、社会心理学・法哲学等の分野ですでに行われてきている。本論では特に「言語規範」（言語そのものについての規範も、言語使用についての規範も含む）を主たる考察の対象とし、必要に応じて言語規範以外の規範についても触れることとする。言語規範とは他の社会規範と比較し、「本来恣意性が高い」という特徴を持っている。こうした特徴を持つ言語規範に特に焦点を当てることにより、従来とはやや異なった議論が可能となることを期待する。

2. 用語整理

なお、こうした作業を進めて行くに先だっては、議論において使用される概念を厳密に定義しておく必要がある。評価に関する概念整理は、宇佐美（2016）においてもすでに一部行っているところではあるが、本論ではその他先行研究の議論も踏まえながら、宇佐美（2016）での論述をさらに整理発展させる形で論を進める。

2.1 信念・価値観

前述の通り宇佐美（2014）では、「評価」という概念を、前掲【1】のように定義した。しかしながらこの定義に現れる「価値観」という概念を、前掲書では明確に定義していなかったため、宇佐美（2016）ではここを明確にする試みを行った。

宇佐美（2016）はまず、「信念」と「価値観」を区別する必要について論じた。「信念」とは「意識的に信じていること」であるはずだが、しかし評価においては、「評価者が、『ある観点¹について、ある状態が望ましい』という信念を持つていない（そういう観点を意識していない）ために、その観点についてはそもそも、評価のための情報収集を行わない」ということがあり得る。つまり、ある信念が「ないこと」によっても評価は影響を受けるため、「信念」が評価を支配している、と考えることは適当ではない。そこで宇佐美（2016）は、個人が信じている個別の内容を「信念」と呼ぶ一方で、そうした「信念」が集まってひとつの体系をなすにいたったものを「価値観」を呼んで区別することとした（したがって「価値観」という概念は、「ある信念の欠落」をも包摂し得ることとなる）。

このような考えに基づき、宇佐美（2016）が「信念」、「価値観」に与えた定義はそれぞれ以下のようなものであった。

【2】「信念」の定義（宇佐美 2016）

ある観点について、ある状態・結果を望ましい²と信ずること

【3】「価値観」の定義（宇佐美 2016）

個人または社会集団が、ある程度安定して保有している信念の有機的・動的な体系であり、客体について、どういう状態や結果が望ましい³かを判定するにあたり、意識的に根拠として用いられたり、あるいは無意識的に影響を与えたりするもの

2.2 規範

一方「規範」について、宇佐美（2016）では以下のような定義を与えていた。

【4】「規範」の定義（宇佐美 2016）

ある状態・結果が、単に「望ましい」だけでなく、「そうあるべきだ」「そうすべきだ」という「当為 Sollen」の意識と結びついたもの

しかしながらこの定義では、「信念」と「規範」の区別が不分明であり、「信念」と区別して「規範」を定義し直す意義自体も明確にされていない。宇佐美（2016）の「価値観」の概念整

¹ ここで「観点」とは、「客体の『望ましさ』について判断を行おうとする際に、それについて情報を集めようとする領域を概念化したもの」を指す（宇佐美 2016）。

² より正確には、「望ましい（望ましくない）と信すこと」とした方が適切であっただろう。

³ 同上。

理を行うところに主眼を置いており、規範に関する考察は必ずしも十分でなかった。本論では特に「規範」という語について、先行研究における議論も踏まえつつさらに概念整理を進めることしたい。

2.2.1 規範における外在性と内在性

北折（2000）は社会心理学研究における社会規範の定義をレビューし、①「内在化された信念」としての定義、②「外在化された基準や期待」としての定義、③この両者を含む定義、の3種類にまとめることができるとしている。

ここでいう「内在化」とは、「こういう場合にはこうすべき」という信念が、個人の内面に確として存在している、ということであり、また「外在化」とは、望ましい行動についての判断基準や期待が社会集団に共有されており（つまり個人の外に存在しており）、それが個人の行動に對して影響を与えている、ということを指している。

北折自身は、「社会規範は行為が社会的に意味づけされ、個人を超えて社会性を有していない限り、規範として成立し得ず、他者と共有されていることが前提となる」（北折 2000:156）として、「規範は外在化された基準である」という見方を支持している。一方で「規範に従った行動かどうか認知していなければ（引用者注：規範が内在化されていなければ）、その行動が逸脱行動であると意識することもな」い（北折 2000:157）として、行動判断に規範が影響するプロセスにおいては、規範が内在化されていることが前提となるとしている。

2.2.2 規範における強制性

一方吉良（2014）は、社会規範を「他者からの強制を伴う、人々の間で共有された行動指針」（吉良 2014:5）と定義し、そこに必ずしも「内在化」は必要ではない（必要条件でも十分条件でもない）、と主張する。その理由は、例えば飲み会における「一気飲み」のように、「このような馬鹿げた行為を本当は行いたくないが、もし行わなかつたら他の人から非難されるから、仕方なく従っておこう」と考えることがあり得るからだという。「指名された人は一気飲みを行うべきある」という社会規範は、個人の中ではまったく内在化されてはいなくても、「他者からの非難を受けたくない」という目的のために、個人の行動に強制を加えることがあり得るのである。

もちろん吉良は、社会規範の中には「外的な強制方法を伴わないように見えるもの」も存在していることに言及している。例えば「屋外でゴミを投げ捨ててはならない」という規範は、それに反したからといって明確な罰則はないが、しかしそれが「内在化された社会規範」となってしまっている人については、この規範に反することによって罪悪感や良心の呵責が生じ、結果として規範の内容は守られることになる。

しかし吉良はこうした内在化された社会規範も、必ず何らかの意味での外的強制によって強化學習された結果であると主張する。つまり例えば、本人は覚えていなくても、かつてゴミを投げ捨てて罰せられた、あるいは他の人がゴミを投げ捨てて白眼視されたのを見た（白眼視も立派なペナルティである）、というような経験により、間接的に「屋外でゴミを投げ捨ててはならない」という「強制」を受けている、というのである。

2.2.3 社会規範と個人規範

北折にせよ吉良にせよ、その論述の中では「社会規範」を問題にしている。社会規範と呼ぶ以上、その規範は個人の内部に存するだけでなく、社会によって共有されていなければならず、社会規範が「外在化されていなければならない」のは当然と言える。

ただ規範には、社会規範とは別に、「他者によって共有されているかどうかは問わず、ともかく自分はそうするのがよいと信じている」という「個人規範」も想定できよう。いわゆる「マイルール」である。

我々が日常的な言語生活を送る際、必ずしも社会によって共有されている規範によってのみ自らの言語運用を律しているわけではない。「世間ではごく一般的に使用されている言語表現ではあるが、自らの美意識に適合しないと強く感じられるため、自分で決して使わないことにしている言語表現」というものがだれにも1つや2つはあるだろう。こうした言語表現は、言語の「社会規範」には違反していないが、「個人規範」には抵触しているもの、と考えることができる。日常の言語生活を考察の対象とする場合、こうした個人規範も考慮に入れることはぜひ必要⁴であろう。

社会規範の他に個人規範を考慮の対象に入れるとなると、規範が「外在化された基準」なのか「内在化された信念」なのかという議論は、結局、社会規範と個人規範のどちらに焦点を当てているかの違いに過ぎなくなるものと思われる。ただ、社会においてそうすべきと考えられていることは個人にとっても望ましいことと捉えられていることが多い、その際社会規範は外在化されるとともに内在化もされているといえる。しかし前述の通り社会規範と個人規範とは常に一致するとは言えないため、社会規範が内在化されているかどうかは必要条件でも十分条件でもない、という吉良の主張はもっともある。

一方で、社会規範を「必ず他者からの強制を伴うもの」と捉える吉良の定義は、やや強すぎるようと思われる。例えば、「意見文においては最初に主張を述べるのがよい」という基準なし期待は、少なくとも日本の大学入試における小論文執筆指導の場などではかなり広く共有されて(外在化されて)いるものであり、これを「社会規範」の1つと見ることは差し支えないだろう。

しかしこれは、「そうすると主張がとりこぼしなく読み手に伝わる（だからそうすることを勧める）」という、起こりうるプラス効果を促すための「勧奨」ではあっても、「そうしないと主張がわからなくなってしまう（だから必ずそうすべき）」という、必ず起るマイナス効果を防ぐための「強制」とは言えない。論の流れによっては、最後に主張を述べるほうがより効果的な場合もあり、主張を最初に述べなかったからといって、減点や白眼視のようなペナルティを受けるとまでは言えない（見識ある論文採点者であれば、主張が最初に書かれていないという理由だけでその論文を減点するようなことはないであろう）。規範には、「そうすべき」という「強制」を伴うものが当然存在するが、「そうするとよい」という「勧奨」にとどまるものも含まれている

⁴ 教育現場においては、権力を持つ教師が、社会の中では必ずしも共有されていない（あるいは極めて狭い範囲でしか通用しない）個人的な規範を、教室内で強制してしまう、という可能性があり得る。ある規範が、どの程度の範囲に通用するのかを吟味するという意味でも、社会規範と個人規範とをともに考察の対象とすることは必要なことと思われる。

ことを、ここで確認しておきたい（このことについては後の節においても改めて論ずる）。

2.2.4 慣習と規範

では次に、こうした社会規範・個人規範はどのようにして成立していくのかについて考察を進めたい。

松井（2002）は「慣習」を、「ある集団の成員の多くがとっている行動様式」であるだけでなく、「同じ集団に属する他の成員が従っているというまさにその事実によって自分も従う意味を持つ」にいたったものであるとし、自分が行っているような行動パターンである「習慣」と区別している（松井 2002:6）。

慣習の例⁵としては、例えば日本でいさつをするときに、握手ではなくおじぎが採用されることが挙げられる。握手でなくおじぎをすることについては、何ら論理的・必然的な理由はないが、単に「周囲の人間がみんなそうしている」という状況があるため、自分もそれと同じ行動をとるのが得策であり、同じ場面で握手をしようとすれば違和感が生じるし、さらに他の行動様式（例：キスをする）をとろうとすれば強い不快感が生じることもある。

そしてまた松井は、「慣習」を支える力として、①慣性、②自己拘束力、③規範、の3種類のものを挙げている。

慣性とは要するに、「頭を使わずに済ませるため、人々がとってきた行動にそのまま従い続ける」という状態のことである。そこには一見理性的な判断は含まれていないように見えるが、「これまで多くの人々がとってきて、特に大きな問題が生じなかつた行動であれば、今回自分がその行動をとっても大きな問題は生じないだろう」という理性的な未来予測が働いているとも言える。

一方で自己拘束力とは、近代経済学（ゲーム理論）等で使用される概念で、要するに「それまでの行動パターンを変えるインセンティブがないために、あえて行動パターンを変えないように働く力」というように説明することができる。「ある個人が慣習に従って得られる（社会的）帰結のほうが、それと異なる行動をとって得られる（社会的）帰結よりもその個人にとって望ましい」（松井 2002:8）という状況があれば、その慣習は自己拘束力を持つと言え、安定的に継続することになる。

さらに松井は、規範を「「こうあるべきだ」とか「こうするべきだ」といったきまり⁶」であるとし、規範と自己拘束性との関係について以下のように述べている。

ある慣習が確立するとそれを補強する形で規範が作られていく。その規範は人々の社会像に影響を与える、人々の主観そのものを変えていく。たとえもともとの慣習に自己拘束性がなくとも、それが続くことでその慣習を守るべきだという規範が確立してしまった場合、その人々の主観的な社会像の中では慣習が自己拘束性を有するに至るかもしれない。また、

⁵ 以下、松井（2002）が挙げた例による。

⁶ 「規範」についてのこの説明は、「定義」とするにはやや粗いものであるかもしれないが、現時点ではこれを仮定義として議論を先に進める。

当初は自己拘束性があった慣習が環境の変化によって望ましくないものとなった後でも、規範が命ずるものと異なる行動をとることがためらわれるかもしれない（松井 2002:9）。

のことからの帰結として、以下のようなことが言えるだろう。

- 1) 慣習には、本来的に自己拘束性を持っているものと持っていないものがあり得る。
- 2) 本来の自己拘束性の有無にかかわらず、慣習は規範を作り出すことがあり得る。
- 3) いったん規範化された慣習は、本来の自己拘束性の有無にかかわらず、「規範化されることによる自己拘束性」を持つにいたる。
- 4) 環境の変化により、ある慣習が持っていた「本来の自己拘束力」が失われることがあり得る。しかしその慣習がいったん規範化されると、「本来の自己拘束力」が失われた後でも「規範化されることによる自己拘束性」は保持され続ける。

2.2.5 「本来的自己拘束性」と「規範化による自己拘束性」

このことを、実例に則して考えてみよう。

「本来自己拘束性を持っている慣習」とは、「それに従うことそのものに、本来それなりの理がある慣習」と考えることができる。例えば、電車が駅に停車し、多くの人が短時間で電車に乗り降りするような状況においては、降車客がまず降り、車内の人団密度を減らした後で乗車客が乗り込むようにした方が、その逆の手順で乗り降りしたり、降車客・乗車客が同時に乗り降りしたりするより明らかに効率がよい。「降車客優先」という慣習は、論理に支えられているという意味で本来的な自己拘束性を備えている⁷といえる。

一方、文章執筆に当たり、「文体を統一して書く（常体と敬体を混ぜないで書く）」、あるいは「学術論文は常体で書く」という慣習は、上記のような意味での本来的な自己拘束性を持っているとは言えない。常体と敬体を混在させて書いたとしても、また学術論文で敬体を使用したとしても、そのこと自体がなんら情報伝達上の支障を生み出すわけではないからである。しかしながらこうした慣習は、現代日本社会においては単なる慣習という地位を脱し、「常体と敬体は混ぜないで書くべき」「学術論文では常体で書くべき」という「規範」として確立してしまっている。したがってその規範にあえて反することは、「規範に反している」というまさにその理由によって周囲に違和感を引き起こし、本人に不利益をもたらすことになるため、わざわざそうした行動をとるためのインセンティブは生じない。これは、本来的な自己拘束力を持たなかった慣習が、規範化されることによって自己拘束力を持つにいたった例と考えることができる。

2.2.6 意識されない規範、意識化される規範

また日本語東京方言の話者がある語を発音する際には、「原則として、語の1拍目と2拍目の間では必ず高さを変化させる」「1つの語の中で高さの山は1か所だけ（いったん下がったら二

⁷もちろんそれは、「電車利用客の多くが上記のような理性的判断ができる」という状況が満たされた場合に限られるが。

度と上がらない) という慣習がある。こうした慣習にも、そうでなければならないという論理的・必然的理由は存在しない。また多くの話者は、自らがこのような慣習に従って語を発音しているということを意識してすらない。しかしながらこうした慣習は、日本語そのものを支える黙契的な規約に根ざすものであるため、こうした慣習に反した発話を聞くとき（例えば非母語話者が、東京方言としてはあり得ないアクセントパターンである語を発音するようなとき）、東京方言話者は、自分でもなぜかは説明できないにせよ、名状しがたい違和感を持つことになる。

こうした違和感は、「慣習に反することによりもたらされるもの」と似ているようでいて、実は少し違うように思われる。なぜなら、初めて耳にする語（その語がどう発音されるかについての慣習が存在しない語）についても、アクセントの黙契的規約に適っていないければ違和感が生じるからである。

こうした黙契的規約を、「規範」と呼ぶことは妥当であろうか。

ある言語⁸を十分に習得した熟練者同士がその言語を使用する際には、ほぼ無意識のうちに当該言語の黙契的規約に従っているのであり、「こうあるべき」「こうするべき」という意識に従つて行動しているわけではない。松井（2002）の「規範」の仮定義（2.2.4節参照）に従うならば、こうした規約を「規範」とは呼びにくいようにも思われる。

しかしながら現実の言語使用場面においては、当該言語の黙契的規約を完全には内在化させていない非熟練者も言語活動に参加することがあり得る（例えば、当該言語を習得途上の非母語話者や年少者等）。こうした非熟練者が当該言語の黙契的規約から逸脱した言語表現・言語行動をとったとき⁹、熟練者側に「そうすべきでない」「そうあるべきではない」という意識が生じるとするならば、ここで明らかに言語の「黙契的規約」は、「規範」としての性質も持つにいたっているものと言うことができる。

そもそもこの黙契的規約も、本来は言語使用の慣習から統計学習により抽出されたものに過ぎず、本質的・論理的裏付けがあるわけではない。しかしその規約が個人の中に深く内在化し、その規約に反する形態に出会ったとき、「そうあるべきではない」という違和感をもつようになっているならば、その規約は、当人がそれを意識しているかいないかを問わず、確かに「規範化」されている、と考えるのが妥当であろう。

一方言うまでもないことであるが、非熟練者の内面には、そこから逸脱することによってなんとも言えない違和感が生ずるような黙契的規約は存在しない。熟練者が持っている黙契的規約を明確なものとして表現し直し、それを規範として意識的に学び、自らの行動指針としていくことが必要となる。しかしながら熟練の度合いが進むと、「規範に照らして自らの行動を評価する」という行為が自動化し、規範を意識しなくても黙契的規約に沿った行動ができるようになる。規範に対する意識性は、熟達度に応じて変化していくことがあり得るのである。

⁸ ここでいう「言語」には「方言」等の変種も含む。

⁹ 熟練者でも、一時的ミステイクとして言語の規約を逸脱した表現や行動をとってしまうことはあり得るだろう。

2.2.7 社会の安定保持要因としての規範

言語が備えている黙契的規約は、ある程度安定的なものであるが、しかし基本的には恣意的な規約であり、論理的・必然的理由によって支えられているわけではない。このためその規約は年月とともに変質していくことがあり得る。具体的には、ある時点において、任意の規約に反していることがコミュニティの成員の大多数について違和感をもたらす状態であったものが、時代が下るにつれて、同じ規定に反していても特に違和感を持たない成員が多数を占めるようになる、といったようなことである。

いわゆる「ら抜き」に対する反応などがその典型例であろう。文化庁の『国語に関する世論調査』等を参照すれば、「ら抜き」に違和感を持たず、実際にも「ら抜き」を使用している（と認識している）日本語話者の割合が年々増加していることは明らかである。また、「ら抜き」形が可能専用の語形（例：食べれる）として使用されることにより、もともと同形であった受け身専用の語形（例：食べられる）との差別化が可能となっているため、「ら抜き」を認めた状態の方が言語システムとしてより合理的とさえ言える。

しかしながら、「ら抜きは誤り」という規範がいったん成立してしまっているため、「ら抜き」に対し本心ではまったく違和感を持たなくなっている者でも、公の場では「ら抜き」を使わないよう心がける、ということが起こりうる。これは2.2.4で言及した、「「本来の自己拘束力」が失われた後でも「規範化されることによる自己拘束性」は保持され続ける」という例の1つであろう。規範とはこのように、自然な感覚を超えて人々の行動を縛ることがあるのだが、これはいったん成立した慣習上の合意を可能な限り継続させ、それによって社会の安定を保持するための力として働いていると考えることができる。

2.2.8 調整問題解決のために定められる方針としての規範

ここまで、主として「慣習と何らかの関連性を持ちながら定められる規範」について論じてきたが、規範の中には必ずしも慣習には基づかず定められるものもありうる。

長谷部（2015）は、社会には「みんなが他のみんなと同じように行動しようと思っているのだが、みんながどう行動するか確実な予測ができないので困っている状態」があるとし、こうした状態を「調整問題 co-ordination problem」と呼んでいる。こうした問題は、人々の慣行（慣習）が長年積み重なることによって自然と解決されることもあるが、そうした自然な解決を待っていられない場合もある。そうした場合には国家なり政府なりが、「こういう場合にはこうすべき」という指針を示し、一般市民がそれに従うようにすることで、社会生活は円滑に進んでいくことになる。

例えば、収入に対して支払うべき税額について、「必ずこの金額でなければならない」という必然的判断を行うための根拠があるわけではないが、だれかが税額を一意に決めておかなければ税の徴収はうまくいかない。「根拠はないが、とりあえず決める」と言うことが必要なのであり、国家が制定する法の多くの部分は、こうした調整問題の解決のために存在している、といってよい。調整問題解決のために定められた指針は、円滑な社会運営という便宜のために定められている以上は、そうしなければならない根拠は存在しないにせよ、とりあえず従っておくのが得策、ということになるだろう。

こうした指針は、慣習や論理に基づかず、あくまでも便宜的な理由のため人為的に定められたものであったのだが、これがいったん「規範」化されてしまうことにより、本来の目的を逸脱して人々の行動を縛ってしまうことがあり得る。その一例が、小学校の国語教育における漢字字形¹⁰の問題である。

日本で印刷時に最も広く使用されている「明朝体」は、本来木版・活版印刷のため独特の様式化を経て成立した書体であるため、手書き書体との差異が大きく、手書きで文字を覚える際のモデルとしてはふさわしくないところがあった。このため旧文部省は、小学校の国語教科書においては、手書きの楷書体に最も近いいわゆる「教科書体」という書体を採用することとし、学習指導要領に掲載される学年別漢字配当表でも、この書体によって漢字字形が示されることとなった。

旧文部省（政府）としては、この書体を手書き時の規範とし、漢字は常にこの書体の字形のように書かねばならないと指示したわけではなかった。昭和 24 年に告示された当用漢字字体表においても、昭和 56 年に告示された常用漢字表においても、同一の漢字が様々な字形によって書かれ得ることが事例とともに示されており、同一の漢字についてただ 1 つの字形のみを規範化しようとする意図は認められない。

ただ、これから漢字を覚えていくとする小学生に対し、様々な字体を示して「この中のどれを使ってもよい」と指導しても小学生は戸惑うだけであろう。教科書の書体が教科書体に統一されたのは、教育上の便宜のため、許されうる多様な字体のうちまず覚えるべきモデルを 1 つ選んで示す、という意味があったものと思われる。これも調整問題解決のための方策の 1 つであったと言うことができるだろう。

しかしながら、同じ調整問題解決のための方策であっても、例えば「車は左側通行」という法律を定めることと、様々な字体の中で 1 つを選んで示すこととは、その意義が大きく異なっている。前者は、そこから逸脱することによって大きな害が生じる可能性があり、強制を伴う規範として守らせる意義が十分に認められる一方で、後者には単に「漢字初学時にあり得る戸惑いを軽減するための 1 つの手段」という程度の意味しかない。もちろんそれはあってしかるべき配慮であるが、漢字学習がある程度進んだ段階でも必ず守らせなければならないというほどの意義は認めがたい。

ところが残念なことに、小学校教員の中には、教科書の書体を 1 種類に統一することの本来の趣旨が十分に伝わらず、「漢字は教科書の字体通りに書かせなければならない」と考え、1 点 1 画をもゆるがせにしない指導を行っている教員が決して少なくない¹¹、ということである（例えば、常用漢字表では「木」の 2 画目は「とめ」でも「はね」てもよい、とされているにもかかわらず、教科書体では「とめ」となっているため、2 画目は決して「はね」ではない、と指導

¹⁰以下、文化審議会国語分科会（2016）に基づき、「基本となる文字の骨組み」「文字の具体的な形状を背後で支えている抽象的な概念」のことを「字体」、「手書き文字、印刷文字を問わず、具体的に出現した個々の文字の形状」のことを「字形」、「文字に施された一定の特徴や様式の体系」を「書体」と呼ぶ。

¹¹東洋経済 ONLINE の 2017 年 9 月 17 日の記事「漢字の「とめ、はね」にこだわる教育は有害だ なぜ「木」の 2 画目をはねるとバツなのか？」（執筆：親野智可等、<http://toyokeizai.net/articles/-/188728>、2017 年 9 月 30 日閲覧）参照。

するような事例である）。このことは、調整問題解決のための「緩やかなめやす」として示されたに過ぎないものが、現場においては規範と誤解され、強制力を持たされてしまった事例と捉えることができる。文化審議会国語分科会も、こうした事態を望ましくないものと考え、2016年に『常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）』を発表し、「漢字の正しさ」という概念についての一般的な認識を改めようと試みているが、236ページという大部な報告書としての公開であり、社会にどの程度の影響を与えるかは未知数である。

3. 「規範」の定義

ここまで、「規範」が様々な側面を持ちうるものであることを、適宜先行研究も参照しつつ見てきた。規範の持つこうした諸側面を考え合わせた上で、改めて「規範」という概念がどのように定義できるかについて考えたい。

社会心理学分野では、「規範」の中でも、特に社会によって共有された「社会規範」について論じられることが多かったが、本論では、社会内では必ずしも共有されていなくても個人にとっては大切と考えられている「個人規範」とも想定し得ること、また、個人としてはまったく納得していないが（「個人規範」とはなっていないが）、強制を伴う「社会規範」が存在しているため、やむなくそれに従わざるを得なくなる、というような例があることから、「個人規範」と「社会規範」を併せて考察の対象としたい旨を述べた。また社会規範と個人規範とを同時に考察することにした場合、規範の「外在性」と「内在性」の区別を論じる必要はなくなることを2.2.1節で論じた。

さらに2.2.6節では、規範は個人（または社会に生きる個人）に対し、望ましい行動（あるいは望ましくない行動）を指し示す指針である一方、そうした指針は必ずしも意識されているわけではなく、本人はまったく意識しないままに自らの行動を支配されていることがあり得ることを論じた（そのことは、その指針に反した行動に接することで、なんとも言えない違和感が生まれてくることにより確認することができる）。

このように考えると、「信念」と「規範」の違いについても明確になってくるように思われる。信念とは、あくまでもある個人が、「こういう場合にはこういう状態・結果が望ましい」と意識的に信ずることであるが、規範は前述のように、必ずしも明確に意識されているとは限らない。また規範とは、ある個人の信念とは無関係にも存在しうるものである。個人的にはばかばかしいと信じているが、周囲の人間がみな従っているためやむなく自分も従う規範、というものもあり得る。

以上の議論を踏まえ、本論では「規範」を以下のように定義し直すこととした。

【5】本論における「規範」の定義

個人（または社会における個人）の行動に一定の枠をはめる指針であり、その指針から逸脱することにより何らかの望ましくないことが起きる（あるいは期待される望ましいことが起きない）という予測を伴うもの

ここでいう「何らかの望ましくないこと」とは、第一義的には「実害」であるが、他者または

自己に与える「違和感・不快感」なども含まれる。他者に違和感・不快感を与えることが「社会的信頼の失墜」という実害につながることもあるだろうし、また、「自らの倫理的・宗教的信念に沿った行動をしない・またはできない¹² ということによって生じる後悔・自責の念」等を、違和感・不快感の中に含めて考えてもよいであろう。「規範」とはこのように、「望ましい状態を目指す」ものというより、「望ましくない状態¹³ が起こらないように設定されている」ものと考えた方が、全体として整合性のとれた説明が可能となるように思われる。

4. 規範の分類整理

規範の定義が得られたところで、次には規範の分類整理という作業を行いたい。

4.1 「出自」による分類

これまでの議論を踏まえると、規範はその「出自」により、①自然発生的規範と、②人為策定的規範の2つ¹⁴ に大きく分類されるものと考えられる。

4.1.1 自然発生的規範

これは、いったん確立した慣習を補強する形で作られていく規範である（松井 2002）。ある行動パターンが社会の中で多くの人々に共有されるようになると、次第に「そのパターンに従うのが無難」「そのパターンに従わないことは望ましいことではない」という状況が作られ、規範として固定化される。「こうすべき」というところから話が始まるのではなく、現状として「こうなっている」、だからそこから逸脱しないのがよい、という手順で成立していく規範なので、「見つける規範」「こうなってる規範」のように呼ぶこともできる。この種の規範は、その存在が明確には意識されないこともあり、また、逸脱することによって望ましくない結果が想定し得ても、明確な罰則が設定されているとは限らない。

このカテゴリーの規範は、論理的・本質的裏付けがある（自己拘束性がある）かどうかにより、さらに以下のように下位分類することが可能であろう。

4.1.1.1 自然発生的×論理的・本質的裏付けあり

その慣習が発生するにあたり、何らかの論理的・本質的裏付けが見られる場合である。例えば、グライスの「協調原則」として挙げられている「4つの公理¹⁵」は、会話を効率的に、かつ円滑に進めるため、ひとが無意識のうちに従ってしまっている「規範」の一種であると考えること

¹² ここでは、「自分の信念に沿った行動を行うべき」という指針が、当人にとっての「個人規範」となっているのである。

¹³ 「望ましいことが起きない」ということも「望ましくない状態」である。

¹⁴ このほか、論理や習慣、社会生活の効率性などとはまったく無関係に定められる規範として、「神が与える規範」というものも想定することができる。宗教的戒律等がこのカテゴリーに当てはまるが、現代日本での社会生活においてはあまりなじみのあるものではないため、本論での考察の対象とはしない。

¹⁵ 「量の公理」（情報は過不足なく伝えるべき）、「質の公理」（事実をそのまま伝えるべき）、「関連性の公理」（関連性のあることを話題とすべき）、「様態の公理」（明確・簡潔に、順序よく話すべき）

とができる。しかしひとは、「それが規範だから」という理由で意図的にこれらの公理に従っているのではなく、「こうすると会話がうまく進む」ということを経験的に感じ取り、そうしているに過ぎない。こうした規範は、意識さえされないがゆえにかえって安定的に保持されるものといえる。

4.1.1.2 自然発生的×論理的・本質的裏付けなし

言語形式に関するほとんどの規範はこのカテゴリーに属する。語形と意味との結びつき、また音声や文法の黙契的規約は基本的に恣意的に定まるものであり、「なぜそうなっているのか」ということについて論理的・本質的な説明は不可能である。ただし、言語使用的慣習から、こうした黙契的規約を内在化させてしまった者は、こうした規約に反する形に違和感を持つようになり、それが「規範」として機能し始めるようになる。

4.1.2 人為策定的規範

これは、慣習や論理から自然と生まれてくる規範ではなく、社会生活を円滑に運営していくために、人が人為的に策定する規範である。「作る規範」「こうしよう規範」などとも呼ぶことができるだろう。人が意図的に策定するものであるため、規範の存在は明確に認識されていることが多く、また逸脱に対し罰則が用意されていることも少なくない。

このカテゴリーの規範は、慣習と何らかの関わりを持つか持たないかにより、さらに以下のように下位分類することが可能である。

4.1.2.1 人為策定的×慣習との関わりあり

これは、4.1「自然発生的」の規範が洗練化・明文化され、さらに強い強制力を持つにいたったものと考えることができる。

言語教育においては、当該言語を支配する黙契的規約が「文法」のような形で明文化されているのでなければ、学習を進めることは難しい。また母語教育においても、当該言語の標準の形を明確に定めておかなければ当該言語を広い範囲で通用させることが困難となるし、また言語変化に歯止めがかからず、短期間で言語システムが変容し世代間のコミュニケーションが困難となる可能性もある。

そこで、本来は自然発生的であった規範（特に、本質的・論理的な裏付けのない4.1.1.2の規範）に対し、人為的な洗練化・明文化が行われ、新たな規範として仕立て直されたのがこのカテゴリーの規範である。その際、「効率化」「標準化」などの名目の下、自然発生的規範の段階にはなかった新たな規定が追加されることは珍しくなく、また試験における正誤判定の基準として使われるところから、人々の行動を縛る度合いは格段に強くなる。

4.1.2.2 人為策定的×慣習との関わりなし

これは、調整問題解決のために作られる規範である。社会には、とりあえず統一した行動パターンが必要だが、論理も慣習も、こうした統一の根拠とはなり得ない、という場合がある。こうした場合には、国家なり政府なりが、とりあえず多くの人が納得できそうなやり方を決め、皆

がそれに従うこととする、というやり方がとられることが多い。法律の多くがこのカテゴリーに当てはまるが、言語に関する規範としては意外と少なく、仮名遣い・送り仮名・常用漢字の範囲など、「表記の標準」を定めたものがここに当てはまる。

4.2 「効能」による整理

規範はまた、「出自」とは別に「効能」という要因によっても整理¹⁶することが可能である。この効能は、①通用範囲、②違反時の被害の深刻性、という2つの小要因の関数として決まる。

4.2.1 通用範囲

これは、その規範が「どの程度の範囲に通用しうるか」という要因を指す。

規範の最小の通用範囲は「個人」である。つまり特定の個人だけが、「この場合にはこうすべき」と考え、実際にそうしているが、そうした規範が社会内の他の成員には共有されていない、という場合である。

こうした範囲限定的な規範は珍しくなく、家族の中だけ、ある教室・学校の中だけ、あるコミュニティの中だけで通用する規範などを想定することはたやすい。法律も、「ある国家の中だけで通用する規範」としてその延長線上に存在するに過ぎない。当然のことながら、ある規範がより広い範囲で通用すればするほど、どの規範の「効能」は大きい、ということになる。

4.2.2 違反時の被害の深刻性

これは、その規範に違反したときに予想される被害がどの程度深刻か、という要因を指す。この被害の深刻性は、①被害そのものの重篤性、②被害の起きる確率、という2つの小要因によって決まる。

規範には、違反時に極めて大きな被害¹⁷が予想されるものがある。そうした場合、規範を守らせようとする強制力は（被害が起こる確率の多寡を問わず）大きいものとなるだろう。一方で、規範からの逸脱があまり深刻な被害をもたらさない場合、また、被害が想定できるとしてもその出現確率が高くない場合、規範のもつ機能は「強制」というより「勧奨」にとどまることになるだろう。

5. まとめ：「規範を評価する」という発想を持つことの意義

これまで筆者は、「評価」に関する一連の論考の中で、「異なる価値観を持つ者同士の間で合意をしていくためには、自分の持つ価値観を自覚するとともに、他者の持つ価値観のありようを知り、価値観の調整・すりあわせを行っていくことが必要」という意味の主張を行ってきた。しか

¹⁶ ここでは類型論的な「分類」というよりは、特性論的な観点による「座標軸上へのプロット」と呼んだ方が適切であると考えられる。

¹⁷ なおこの「被害」にも、規範に違反した行動そのものが直接の実害を引き起こす場合と、行動そのものというより、「規範に違反した」という事実が「社会的白眼視」という間接的害をもたらす場合があることに注意が必要である。

しながら価値観とは、【3】で定義されたように「信念の有機的・動的な体系」であり、それ全体を把握するということ自体、決してたやすいことではない。

とはいえた人々が現実に合意形成をしていく際には、価値観全体をすりあわせるというような必要は、実はあまりないように思われる。むしろ、現実の場面に関して、当事者同士がどのような信念・規範の束を持っているのかをいちいち確認し、それらを評価し、取捨選択・重み付けを行った上で、その場で通用する信念・規範の体系（=新たな価値観）を形成していく、というような作業が実際的と考えられる。

その際、「規範として成立している以上、必ず守るべきだ」という態度（メタ規範）は、合意形成上決して有益なものではない。もちろん、規範が規範として成立した経緯にはそれなりの理由があり、それは尊重されるべきである。しかし、本論で論じてきたように、慣習から自然発生的に生まれた規範の中には、すでに慣習の裏付けを失っているものがあり得るし、また人為的に策定された規範の中には、もともと「勧奨」の意味しか持っていなかったものが、いつしか「強制」として誤解されてしまったようなものもある。

いま自分が持っている規範が、どの程度の通用性を持つものなのか。またその規範に逸脱したとき、どの程度の、どういう種類の害が生じうるのか。そういう観点から「規範を評価する」という発想を持つことは、よりよい合意形成のために不可欠であり、またその評価の手がかりとして、規範を分類整理するという哲学的考察が必要となるのである。

したがってこの哲学的考察は、単なる考察のための考察ではない。こうした考察を教育の場に持ち込み、「自己および他者の持つ規範を評価し、新たな価値観を構築していくような人材」をどのようにして育成することができるか。そうした社会的・実践的な「次の課題」にもつながっていく生きた考察なのである。

参考文献

- 宇佐美洋（2014）『「非母語話者の日本語」は、どのように評価されているか－評価プロセスの多様性をとらえることの意義』ココ出版
- 宇佐美洋（2016）「「評価価値観」はいかに定義され、いかに構造化され得るか－非母語話者の謝罪文を評価する場合－」『日本言語文化研究会論集』(12), 1-18, 政策研究大学院大学・国際交流基金日本語国際センター
- 北折充隆（2000）「社会規範とは何か－当為と所在に関するレビュー」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要、心理発達科学』(47), 155-165, 名古屋大学
- 吉良洋輔（2014）『複数均衡としての社会規範—繰り返しゲームにおける均衡精緻化と協力行動—』東北大学大学院 文学研究科 人間科学専攻博士論文
- 長谷部恭男（2015）『増補新版 法とは何か 法思想史入門』河出書房新社
- 文化審議会国語分科会（2016）『常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）』平成28年2月29日
- 松井彰彦（2002）『慣習と規範の経済学—ゲーム理論からのメッセージ』東洋経済新報社